

公 告  
令和 3 年 6 月 1 1 日

周南市シティプロモーション推進業務委託に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 藤井 律子

## 1 プロポーザルの名称及び方法等

### (1) プロポーザルの名称

周南市シティプロモーション推進業務委託に係る公募型プロポーザル

### (2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

## 2 業務概要

### (1) 業務名

周南市シティプロモーション推進業務委託

### (2) 業務の目的

周南市シティプロモーション特設サイトについて、関係人口100万人ネットワークのプラットフォームとして情報発信が行えるよう、サイトデザインの構築やコンテンツの制作を行う。制作されたコンテンツの情報については、サイト内に掲載するだけでなく、市内外に広く届くようにSNSでの情報発信やフリーペーパー、ポスター、PRグッズ等のプロモーション用ツールの拡充などにより、効果的な情報発信とネットワークの充実を図る。

市が運用中のフェイスブックグループ「周南市こころつながる応援隊」については、周南市ファンクラブとしての機能を持たせ、会員同士の交流の活性化と会員数の拡大を目指し、会員特典の付与や会員限定企画の運用などを含めたグループの管理、運用を行う。

また、シティプロモーションやデザイン、広報などの分野において豊富な実績を有する専門家から、戦略的、効果的なシティプロモーション事業を推進するための支援を行うこと。

### (3) 業務の内容

「周南市シティプロモーション推進業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和3年8月1日から令和4年3月31日

(5) 履行場所

周南市内

3 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市 シティネットワーク推進部 シティプロモーション課

電話 0834-22-8238

FAX 0834-22-8224

Eメール citypro@city.shunan.lg.jp

4 参加資格

次の(1)から(5)に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出日時点において、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」の(大分類)6「企画・製作」の(小分類)8「ホームページ作成」に登録がされていること。
- (3) 参加表明書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

5 プロポーザルの手続き

プロポーザル手続き等の詳細については、「周南市シティプロモーション推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)による。

## 6 参加表明の方法

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式3）の提出書類を持参又は郵送により提出すること。受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は書留郵便とすること。

### (1) 参加表明書の提出期間

令和3年6月11日（金）から

令和3年6月22日（火）まで

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。（提出期間最終日は午後5時まで）

### (2) 提出先

周南市シティネットワーク推進部 シティプロモーション課

## 7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領9（企画提案書等の提出）に定めるところにより必要書類を提出すること。

## 8 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式任意）を提出すること。

## 9 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領11（審査方法）及び実施要領12（評価基準）に定めるところにより審査し、最優秀者を選定する。

## 10 契約方法

最優秀者と、本市の協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀者が実施要領3（参加資格）を満たさないこととなった場合及び実施要領16（失格事項）に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

また、最優秀者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。なお、契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則の定めるところによるものと

する。

#### 1 1 その他

本市は、契約締結後においても本企画提案等における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。